



》不法投棄を「しない!」「させない!」「許さない!」

農道や山林、空き地などの人目につかない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は自然や景観を損なうだけでなく、新たな不法投棄を誘発し、土壌や水質の汚染、悪臭など環境汚染を引き起こし生活環境の悪化につながります。

津市では、きれいなまちにするために巡回・監視パトロールの実施、不法投棄禁止看板の自治会への配布を行い不法投棄の防止に努めていますが、皆さんからの情報提供も不可欠です。通報にご協力をお願いします。



不法投棄監視パトロールの様子

不法投棄は犯罪です

不法投棄をした者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。

不法投棄されにくい環境をつくりましょう

不法投棄されたごみを放置すると、ごみが新たなごみを呼ぶケースにつながったり、悪臭、ごみの飛散、火災の原因になったりもします。

津市では不法投棄者が判明した場合、投棄者自身で処理するよう指導していますが、投棄者が不明の場合は土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。土地の所有者(管理者)の皆さんは、不法投棄をされにくい環境をつくるため、右記のような方法で自己防衛をしましょう。



不法投棄された洗濯機



不法投棄された廃棄物

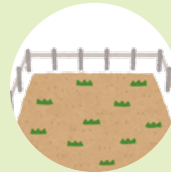
適正な管理で不法投棄を防止!



見回りを定期的に行う。



草刈り・剪定などを定期的に行い、見通しのよいきれいな状態を維持する。



周囲や入口にロープを張ったり、柵を作ったりするなど防止対策を行う。

不法投棄を見つけたらご連絡ください

不法投棄が行われている、もしくは不法投棄をしようとしているところを発見した場合は、下記連絡先へご連絡ください。また、通報時には、日時、場所、投棄者の性別、人数、車両の車種・ナンバー・色、投棄物などをお伝えください。

きれいで住みやすい街を目指し、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ

- 環境政策課 ☎ 229-3258
- 津警察署 ☎ 213-0110
- 津南警察署 ☎ 254-0110

